

仕 様 書

文化市民局文化市民部くらし安全推進課

(担当 ^{おたに}雄谷・^{おおや}福山・^{おおや}雄谷 電話 075-222-3193)

件 名	東塩小路公園内喫煙場所清掃業務
契 約 期 間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
契 約 条 件	<p>業務内容等</p> <p>1 実施施設 東塩小路公園内喫煙場所 所在地 東塩小路公園（京都市下京区東塩小路町）内</p> <p>2 実施日及び実施回数 実施日 毎日 実施回数 1日1回 ただし、灰皿が吸殻で満杯になっている等の連絡を受けた等必要なときには、実施回数以外にも随時清掃を実施すること。</p> <p>3 業務内容 日常清掃（毎日実施）</p> <p>(1) 喫煙場所床面 箒等で床面に落ちている吸殻、たばこの空き箱、塵芥や空き缶、空き瓶、ペットボトル、一般ゴミ等のゴミを全て回収する。 また、糞尿・嘔吐物等を確認した場合においても、別紙に示す各清掃場所の清掃範囲内であれば、これを適切に処理する。</p> <p>(2) 灰皿 ア 灰皿を点検し、吸殻及び汚水等を回収する。 イ 灰皿内及び灰皿外面の汚れを洗剤等により除去し、雑巾等により拭く。 ウ 灰皿に水を入れる。</p> <p>(3) メッセージボード・パーテーション 全面を水もしくは洗剤を使用し、雑巾等で汚れを除去する。</p> <p>(4) 処分 (1)～(3)により回収した吸殻等のゴミを分別して処分場に運搬し、適切に処分する。 ※クリーンセンターに搬入する場合は、本件業務で発生したゴミだけでまとめること。</p>

4 清掃用具等

清掃に用いる清掃用具・水・洗剤等は、受注者の調達・負担とする。

5 履行確認

- (1) 受注者は1箇月分の業務報告書を、翌月5営業日までにFAX、メール又は持参にて発注者に提出するものとする。
- (2) クリーンセンターに集めたごみを搬入した際は、業務報告書の「報告事項等」欄にその日時を記載すること。
- (3) 業務報告書は、発注者が定めた様式を使用すること。

6 損害の賠償

受注者は、受注者の責に帰する理由により施設等を損傷させたとき、受注者の責任において復旧するものとし、事故発生の原因及び状況等について速やかに発注者に報告する。

7 支払い

6月、9月、12月、3月それぞれの末日までの業務が完了した後、受注者からの請求に基づき、発注者は契約金額を4で除した額を支払うものとする。契約金額を4で除した額に1円未満の端数が生じるときは、最初の支払いにおいて調整する。

8 契約の変更・解除

- (1) 発注者が喫煙場所を閉鎖するとき、受注者は閉鎖期間中、3の業務を休止する。
- (2) 発注者が喫煙場所を14日以上連続して閉鎖するとき、閉鎖する期間に応じて契約金額を減額する。減額する額は、契約金額を365で除した後に小数点以下を切り捨てた値に、閉鎖日数を乗じた値とする。
- (3) 発注者が喫煙場所を閉鎖又は再開するとき、発注者はやむを得ない場合を除き、7日前までに受注者にその旨を告知する。
- (4) 業務不履行の際の契約解除及び変更
 - ア 受注者の自己責任により業務の不履行又があったとき、又は日々の業務履行に際して遵守すべき関係法令の違反があった場合、発注者は契約を解除することができる。
 - イ 受注者が次のいずれかに該当するとき、発注者は契約を解除又は契約金額を減額することができる。
 - (ア) 仕様書に定める内容を実施していない等の粗雑履行があったとき。
 - (イ) 適切な業務の実施体制を確保していないとき。

(ウ) 発注者が業務の是正又は改善を指導したにもかかわらず、受注者がこれに従わないとき。

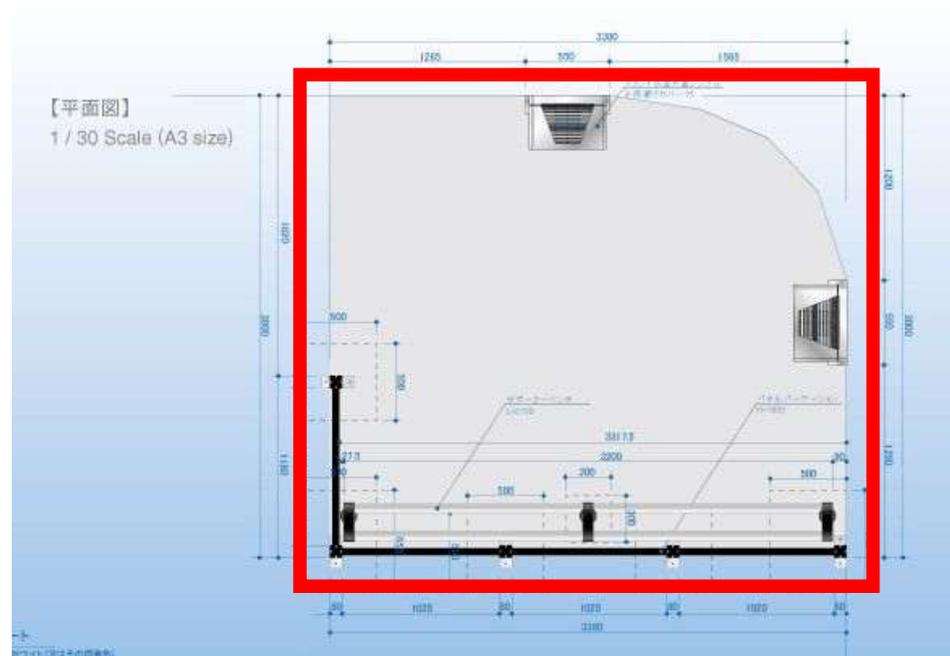
9 その他

- (1) 受注者は、業務中に知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。
- (2) 灰皿の破損、喫煙場所への不法投棄等、喫煙場所の管理に支障が生じる事態を了知した時は、速やかに発注者に報告すること。
- (3) その他、本仕様書に定めのない事項が発生したときは、受注者と協議のうえ、発注者が指示するものとする。

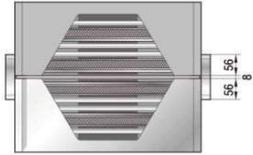
東塩小路公園内喫煙場所



清掃箇所



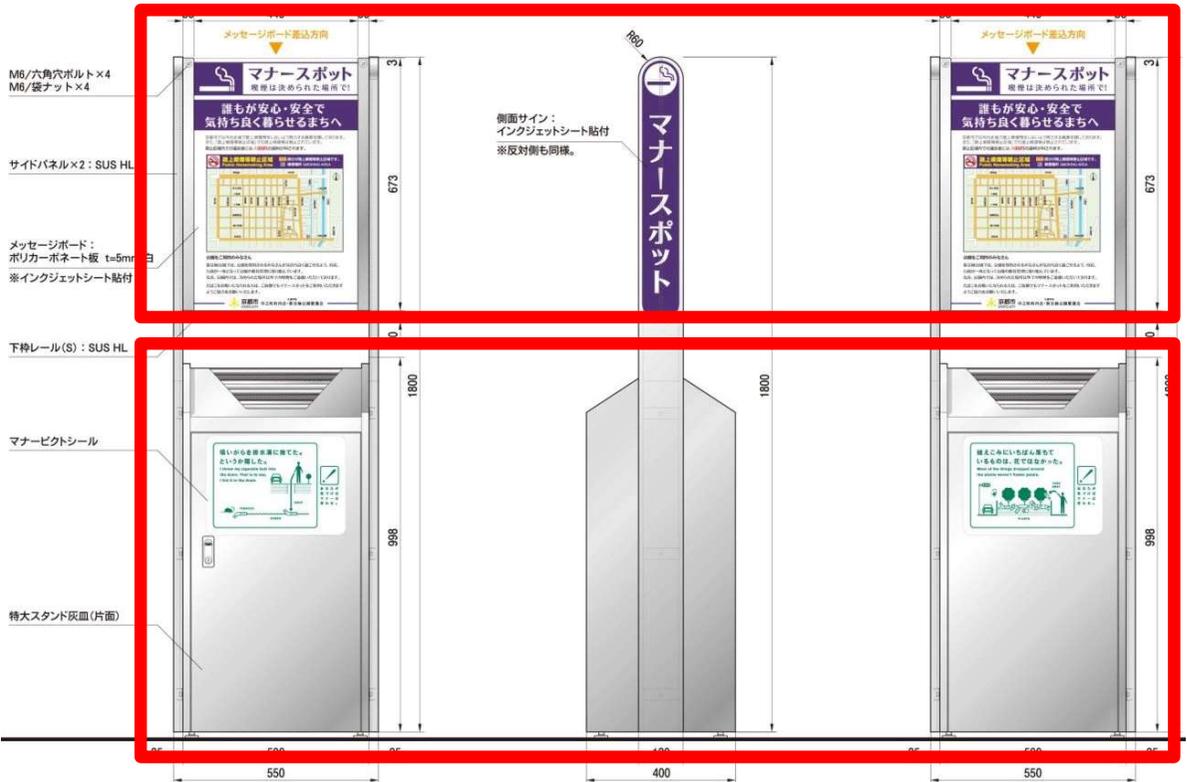
灰皿仕様例



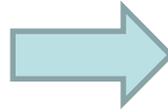
■シングルタイプ(両面灰皿)

本体寸法：W550mm×D400mm×H1800mm ※アジャスターを除く
 本体材質：ステンレス(ヘアライン仕上)
 盤面寸法：W440mm×H673mm (有効寸法)
 盤面材質：ポリカーボネート板(t=5mm/白)

※別記のグラフィック



メッセージボード



灰皿部分